

# 小規模事業者持続化補助金のご案内

## 補助上限50万円【補助対象経費の3分の2以内】

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく小規模事業者の皆様の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

### 1. 補助金を受けるための要件

- ◎小規模事業者の皆さんが策定した「経営計画」に基づいて実施する事業であること。
- ◎商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。
- ◎以下に該当する事業でないこと。
  - ・既に国の他の補助金・助成金を受けている事業
  - ・公序良俗に反する事業
  - ・取組みが1年以内に売上の増加に繋がらない事業

### 2. 補助対象の事業者とは

- ◎商工会地区の小規模事業者であること。  
【従業員数：20人以下、※卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は5人以下】  
※事業を営む会社および個人事業主以外は利用できません。 ※創業予定者は補助対象外です。  
※平成28年度第2次補正持続化補助金【一般型】で採択された事業者は申請不可。

### 3. 補助対象になる事業（取組みのイメージ例）

①販促用チラシの作成、配布	⑥ネット販売システムの構築
②販促用PR（新聞広告・Web広告）	⑦移動販売、出張販売
③商談会、見本市への出展	⑧新商品の開発
④店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）	⑨景品、販促品の製造、調達など
⑤商品パッケージ（包装）の改良	

### 4. 補助率と補助対象となる経費

- ◎補助率 ⇒ 補助対象経費の2/3以内。（補助金上限50万円）  
※複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が100万円～500万円となります。

◎以下の条件を全て満たす必要があります。

- ①使用目的が事業実施に必要と明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生した経費（交付決定以前の支出は対象外）
- ③証拠資料等によって金額が確認できる経費  
※補助金の交付は事業完了後、支払いとなります

経費内容	
①機械装置等費	⑦雑役務費
②広報費	⑧借料
③展示会等出展費	⑨専門家謝金
④旅費	⑩専門家旅費
⑤開発費	⑪委託費
⑥資料購入費	⑫外注費

## 5. 補助金の申請手続き

(1) 公募予定は次のとおりです。

### ①公 募

受付開始 ⇒ 平成29年4月14日(金)

受付締切 ⇒ 平成29年5月31日(水)【締切日当日消印有効】

※お早めに商工会へお越してください。

※電子媒体も併せてご用意ください。

### ②応募件数

同一事業者からの応募は1件とします。

(2) 公募要領の配布先

小金井市商工会・東京都商工会連合会のホームページからダウンロードしてください。

小金井市商工会

URL : <http://koganei-s.or.jp/>

東京都商工会連合会

URL : <http://www.shokokai-tokyo.or.jp/>

(3) 申請書の提出先・お問合せ先

#### ○小金井市商工会

〒184-0013

東京都小金井市前原町3-33-25

電話042(381)8765 FAX042(382)8585

#### ○東京都商工会連合会 地域振興課

〒196-0033

東京都昭島市東町3丁目6番1号

電話042(500)3885

※お問合せの対応時間は、9:00~17:30(土日祝日を除く)

## 6. 補助金の採択・審査について

①提出された公募申請書は外部有識者にて書面審査を実施した後、採択審査委員会で決定。

※ヒアリングは実施いたしません。交付決定：平成29年7月下旬(予定)

②応募者に採択・不採択の結果を通知いたします。

※審査結果の内容については、お問合せに応じかねます。

③採択者には補助金の交付決定を通知いたします。

※補助事業の実施期間は平成29年12月31日(日)まで。

## 7. ご相談はお近くの商工会へ

小金井市商工会

東京都小金井市前原町3-33-25

電話042(381)8765 FAX042(382)8585

申請書の提出先・お問い合わせ先

**東京都商工会連合会 地域振興課**

東京都昭島市東町3丁目6番1号

電話042(500)3885